

## 人員基準の確認について

事業所において、毎月の勤務表を作成するとともに、常に従業員の配置状況が人員基準を満たしているか確認を行ってください。

### 1. 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

- サービス提供責任者を、事業の規模（前3か月平均の利用実績のうち、①月間の延べサービス提供時間、②従業者の数、③利用者数から算出）に応じて必要人員配置（1人は常勤専従）
- ヘルパーを、常勤換算方法で2.5人以上配置
- ※ サービス提供責任者及びヘルパーの資格（実務経験）要件は、サービスによって異なります。

### 2. 通所系・居住系サービス

（療養介護・生活介護・短期入所・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・就労定着支援・自立生活援助）

- 前年度の平均利用者数に応じて、サービス管理責任者やサービス提供職員を必要人数配置
- サービス管理責任者の配置
  - 共同生活援助は30：1（専従）、自立生活援助は60：1（常勤専従）または30：1（専従）
  - その他は60：1（常勤専従※）、61人～は40：1（専従） ※宿泊型自立訓練は、専従
  - （就労定着支援は、一体的に行う就労移行支援事業所等との利用者合計数に応じて配置）
- サービス管理責任者の要件は、以下の研修要件及び実務要件を備えた者

・ **研修要件**：①相談支援従事者初任者研修[講義部分]+②サービス管理責任者等研修（統一）（＝基礎研修）+  
【H31.4～改正】③サービス管理責任者等実践研修（※）を修了

※ 実践研修は、令和3年度までに②の研修を受講後3年間は受講免除。

更に、③を修了した翌年度から5年後までに、サービス管理責任者等**更新研修**を修了  
配置等の取扱いの緩和 基礎研修修了者（①、②を修了し、2年後に実務要件を満たす予定の者）は、2人目以降の  
サービス管理責任者等としては配置可能。個別支援計画の原案の作成が可能。

・ **実務要件**：サービス管理責任者の要件となる相談支援・直接支援業務の実務経験

※ サービスによって人員基準は異なります。

※ 平均利用者数の算定方法は、次ページからの計算方法により算定してください。

#### 【就労移行支援及び就労継続支援における施設外就労の取扱い】

- ・ 施設外就労は、施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要となるサービス提供職員を配置（常勤換算）。
- ・ 施設外就労を行う日における**事業所本体**の人員基準は、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要となるサービス提供職員を配置（常勤換算）。
- ・ 管理者及びサービス管理責任者は**事業所本体**に配置。

### 3. 障害児通所支援・障害児入所支援

- サービス提供時間を通じて利用する障がい児の数に応じて、サービス提供職員を必要人数配置
- 児童発達支援管理責任者の配置
  - 1人以上配置（児童発達支援（センターを除く）及び放課後等デイサービスは、1人以上は専任かつ常勤）
- 児童発達支援管理責任者の要件は、以下の研修要件及び実務要件を備えた者
  - ・ **研修要件**：サービス管理責任者の研修要件（上記の  枠内）と同じ
  - ・ **実務要件**：児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

（H29.4.1以降、実務経験のうち3年以上は障がい者・障がい児・児童に対する実務が必要）

※ サービスによって人員基準は異なります。

#### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修見直しについて（平成31（2019）年4月～）

サービス管理責任者の分野別研修及び児童発達支援管理責任者研修の内容が統一されました。  
平成31（2019）年3月末までにサービス管理責任者研修（いずれかの分野）又は児童発達支援管理責任者研修を修了した者は、サービス管理責任者等研修（統一）を修了したとみなされます。  
また、5年ごとに更新研修の受講が必須化されました。

## 平均利用者数の算定（考え方）について（障害福祉サービス・障害者支援施設）

障害福祉サービス（通所系・居住系）及び障害者支援施設において、満たすべき人員基準や報酬・加算等の要件を算定する際の**利用者数**として、「平均利用者数」を用います。

- ・指定基準の解釈通知（平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206001 号）第二の 2 用語の定義（5）「前年度の平均値」
- ・報酬の留意事項通知（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号）第二の 1 通則（5）加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

### （1）原則

平均利用者数の算定式は次のとおりです。

**平均利用者数＝前年度の全利用者延べ利用日数÷開所日数**（小数点第 2 位以下切り上げ）

（就労定着支援・自立生活援助は、全利用者の延べ利用月数÷開所月数）

※療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助は入所（居）日を含み、退所（居）日を含まない。

算出した平均利用者数に応じて、指定基準で定める各サービスの必要人員を配置してください。加配の加算を算定する場合は、指定基準に加えて加算の算定要件となる職員配置が必要です。

### （2）例外（新規開設、定員の増減時）

#### ①新規開設等

新規に指定を受けた事業所（就労定着支援、自立生活援助を除く）は、前年度の平均利用者数の実績が出るまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数（推定数）とします。（小数点第 2 位以下切り上げ）

期 間	平均利用者数の算定式
指定から 6 か月未満	利用定員×90%（※）
指定から 6 か月以上 1 年未満	各月の直近の 6 か月間における平均利用者数
指定から 1 年以上経過後 ※前年度（前年 4/1～3/31）の実績がない間	各月の直近の 12 か月間における平均利用者数

#### （例）令和 4 年 11 月 1 日指定の事業所（利用定員 20 人）の場合

期 間	平均利用者数の算定式
令和 4 年 11 月～令和 5 年 4 月 （指定から 6 か月未満）	利用定員 20 人×90% =18.0 人
令和 5 年 5 月 ～令和 5 年 10 月（6 か月以上 1 年未満）	令和 4 年 11 月～令和 5 年 4 月の平均利用者数 （全利用者延べ利用日（月）数÷開所日（月）数） ※以降、毎月、直近 6 か月間の平均利用者数を計算
令和 5 年 11 月 ～令和 6 年 3 月（1 年以上経過後）	令和 4 年 11 月～令和 5 年 10 月の平均利用者数 （全利用者延べ利用日（月）数÷開所日（月）数） ※以降、毎月、直近 1 年間の平均利用者数を計算
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 （前年度実績がある年度 1 年間）	前年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）の平均利用者数 ※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

## ②利用定員を増加する場合

定員増から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数(推定数)とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期 間	平均利用者数の算定式
定員増から6か月未満	前年度の平均利用者数+定員増加分の90% ※上記①の期間に定員増を行う場合、上記算定式+定員増加分の90%
定員増から6か月以上1年未満	各月の直近の6か月間における平均利用者数
定員増から1年以上経過後 ※前年度(前年4/1~3/31)の実績がない間	各月の直近の12か月間における平均利用者数

(例) 令和2年6月1日指定の事業所(利用定員20人)が、令和4年11月1日に利用定員を10人増加した場合(令和3年度の平均利用者数を18.0人とした場合)

期 間	平均利用者数の算定式
令和4年11月~令和5年4月 (定員増から6か月未満)	平均利用者数18.0人+(10×90%) =27.0人
令和5年5月 ~令和5年10月(6か月以上1年未満)	令和4年11月~令和5年4月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日(月)数÷開所日(月)数) ※以降、毎月、直近6か月間の平均利用者数を計算
令和5年11月 ~令和6年3月(1年以上経過後)	令和4年11月~令和5年10月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日(月)数÷開所日(月)数) ※以降、毎月、直近1年間の平均利用者数を計算
令和6年4月~令和7年3月 (前年度実績がある年度1年間)	前年度(令和5年4月~令和6年3月)の平均利用者数 ※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

## ③利用定員を減少する場合

定員減から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数(推定数)とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期 間	平均利用者数の算定式
定員減から3か月未満	前年度の平均利用者数をそのまま使用
定員減から3か月以上 ※前年度(前年4/1~3/31)の実績がない間	減少後3か月間における平均利用者数 (全利用者延べ利用日(月)数÷開所日(月)数)

(例) 令和2年6月1日指定の事業所(利用定員30人)が、令和4年11月1日に利用定員を10人減少した場合(令和3年度の平均利用者数を25.0人とした場合)

期 間	平均利用者数の算定式
令和4年11月~令和5年1月 (定員減から3か月未満)	平均利用者数25.0人
令和5年2月~令和6年3月の間 (3か月以上)	令和4年11月~令和5年1月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日(月)数÷開所日(月)数)
令和6年4月~令和7年3月 (前年度実績がある年度1年間)	前年度(令和5年4月~令和6年3月)の平均利用者数 ※以降は、定員の増減がない限り同様に計算